

## <勧誘方針>

### ■金融商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な販売等に努めます。

- ・販売等に当たっては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法及びその他各種法令等を遵守してまいります。
- ・お客さまに商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、適正な販売・勧誘活動を行ってまいります。
- ・保険金の不正取得を防止する観点から、適正に保険金額を定めるなど、適切な保険販売を行うよう努力してまいります。

### ■お客さまの金融商品に関するお客さまの知識・経験、契約目的、財産の状況等を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に応じた金融商品の販売等に努めます。

- ・保険販売等においては、お客さまを取り巻くリスクの分析やコンサルティング活動等を通じて、お客さまの意向と実情に沿った適切な最大限配慮した商品設計、販売・勧誘活動を行ってまいります。
- ・また、お客さまのご経験、ご契約目的、財産の状況等を勘案し十分把握したうえで、商品内容やリスク内容等の適切な説明を行ってまいります。
- ・お客さまに関する情報については、適正な取扱いを行い、お客さまの権利利益の保護に配慮してまいります。

### ■お客さまへの商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客さま本位の方法等の創意工夫に努めます。

- ・販売・勧誘活動に当たっては、お客さまの立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分に配慮してまいります。
- ・お客さまと直接対面しない販売等を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客さまにご理解いただけるよう常に努力してまいります。

### ■お客さまのご意見等の収集に努め現状を把握し、また、お客さまの満足度を高めるよう努めます。

- ・保険契約について、万が一保険事故が発生した場合には、保険金の請求にあたり適切な助言をして参ります。
- ・お客さまの様々なご意見等の収集に努め、その後の金融販売等に活かしてまいります。

2019年4月1日

DeNA SOMPO Mobility

## <保険商品の販売方針>

当社は、以下のとおり販売方針を定めます。

- 損害保険ジャパン株式会社(以下、「SJ」といいます)
- 東京海上日動火災保険株式会社(以下、「tmnf」といいます)
- 三井住友海上火災保険株式会社(以下、「MS」といいます)

### 1. 損害保険(ただし、下記の2を除く)

|      |                    |
|------|--------------------|
| 損害保険 | 資本関係のあるSJの商品を推奨する。 |
|------|--------------------|

### 2. 個人向け自動車保険

|                   |   |
|-------------------|---|
| 個人向け<br>自動車保<br>険 | 資本関係のあるSJの商品を推奨する。<br>ただし、すでに当社でご加入いただいたことがあるお客さまについては、前<br>回加入された保険会社の商品を推奨する。 |
|-------------------|---|

2019年4月1日

DeNA SOMPO Mobility